

J A住宅ローン利用者向け目的ローン（㈱ジャックス保証）

（令和元年10月1日現在）

商品名	J A住宅ローン利用者向け目的ローン（㈱ジャックス保証）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○お借入時の年齢が20歳以上65歳以下であり、最終償還時の満年齢が75歳以下の方。 ○安定継続した収入の見込める方 ○当J Aにて住宅ローンを契約される方。または、当J Aにて住宅ローンを利用している方で、返済遅延のない方。 ○当J Aが指定する保証機関（㈱ジャックス）の保証が受けられる方。 ○その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ○利用目的、支払先が明確な下記の資金使途とします。 ただし、事業性資金・投機的資金は除きます。 (1) マイカー購入資金 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車（自動二輪車含む。）購入資金 ②車検・修理費用、運転免許取得およびカー用品の購入資金 ③マイカーローン借換資金（残価設定型ローンの残価部分も含みます。） (2) 教育資金 <ul style="list-style-type: none"> ①授業料（前期・後期分の授業料は1年を上限に一括融資可能） ②入学一時金（入学金・教材費・制服代・寄付金 ※学校債は対象外） ③受験に必要な受験料・交通費・宿泊費 ④アパート等入居時の敷金・礼金・前払い家賃・引越費用等 (3) リフォーム資金 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の増改築、住宅設備機器購入、キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム資金 ②リフォーム資金と他金融機関等のリフォームローンの借換を合わせた資金 (4) 消費財購入資金 家電、インテリア、家具等購入資金 (5) ブライダル資金 (6) メモリアル資金 (7) 旅行資金 (8) 借換資金（6ヶ月以上支払実績があり、直近6ヶ月間に返済遅延がないこととします。） 金融機関等の教育ローン、リフォームローン等の借換資金 （ただし、消費者金融系の借入金、信販・流通系等の各種クレジットカード・キャッシング専用カードのお借換えは除きます。） (9) 住宅ローン契約時の諸費用および引っ越し費用 住宅取得にかかる税金、登記費用、火災保険料等 （ただし、住宅ローンの保証料・仲介手数料は除きます。） (10) 住宅取得時の追加工事資金 車庫・カーポート、物置、門扉据付等 (11) その他保証機関（㈱ジャックス）が認めた資金
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○10万円以上500万円以内（1万円単位）、かつ所要額以内とします。 ただし、資金使途が借換のみの場合は、残存一括償還金額を上限とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○6ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位、元金据置期間を含む）とします。 ※教育資金に限り元金据置を可能とし、据置期間は入学前の7ヶ月間と卒業予定年月までの在学期間および卒業後の3ヶ月以内を上限とします。

借入利率	<p>【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）のパーソナルローンプライムレートにより、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○お借入利率には、年0.8%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p>								
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p>ただし、特定月増額返済の割合はご融資額の50%の範囲内となります。</p> <p>○教育資金の元金据置期間中は毎月利息のみの返済となります。</p>								
担保	○不要です。								
保証人	<p>○㈱ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、㈱ジャックスが必要と認めた場合には、保証人が必要となります。</p>								
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、共済掛金は当J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="517 976 1329 1144"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.5%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.5%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%								
9大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年0.3%</p>								
手数料	○ご融資の際、事務手数料は無料です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A本支店・出張所または本店金融共済部金融課（電話：025-527-2020）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。連絡先については上記、当J A支店・出張所、本店金融共済部金融課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>新潟県弁護士会（電話：025-222-5533） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会</p> <p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <p>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p>								

	<p>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および株ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A えちご上越